

年度 税目	昭和27	31	33	36	37	40	42	45	47	51	54	59	平成元	2	4	5
自動車	普通自動車 自家用 120吋以下 36,000円 120吋超 60,000円 営業用 120吋以下 15,000円 120吋超 30,000円	トラック及びバスについて「揮発油を燃料とする自動車」以外の税率を「揮発油を燃料とする自動車」の標準税率まで引き下げた。	二輪小型自動車及び軽自動車を市町村の軽自動車税とした。	普通自動車 自家用 3.048m以下 36,000円 3.048m超 60,000円 営業用 3.048m以下 15,000円 3.048m超 30,000円	小型四輪車 乗用車 自家用 1ℓ以下 12,000円 1ℓ超 1.5ℓ以下 14,000円 1.5ℓ超 16,000円 営業用 1ℓ以下 6,000円 1ℓ超 1.5ℓ以下 7,000円 1.5ℓ超 8,000円	普通自動車 自家用 3.048m以下 54,000円 3.048m超 90,000円 営業用 3.048m以下 22,500円 3.048m超 45,000円	ロータリーエンジンを搭載したもの 21,000円	自動車 ロータリーエンジンを原動機とするもの 営業用 作動室容積が0.491ℓで2ロータリーのもの 7,000円 作動室容積が0.655ℓで2ロータリーのもの 8,000円 自家用 作動室容積が0.491ℓで2ロータリーのもの 21,000円 作動室容積が0.655ℓで2ロータリーのもの 24,000円 電動機を原動機とするもの 営業用 6,000円 自家用 18,000円	バス 一般乗合用のもの 14,000円 その他 30,000円	普通自動車 自家用 3.048m以下 70,000円 3.048m超 117,000円 営業用 3.048m以下 26,000円 3.048m超 52,000円 四輪以上の小型自動車 自家用 1ℓ以下 23,500円 1ℓ超 1.5ℓ 27,500円 1.5ℓ超 31,500円 営業用 1ℓ以下 7,000円 1ℓ超 1.5ℓ 34,500円 1.5ℓ超 9,000円 トラック 4t超5t以下 自家用 20,000円 営業用 17,500円 バス 自家用 乗車定員40人超 50人以下 39,000円 営業用 一般乗合用 乗車定員30人超 40人以下 14,000円 一般乗合用 以外のもの 乗車定員40人超 50人以下 34,500円 三輪の小型自動車 自家用 5,000円 営業用 4,400円	普通自動車 自家用 3ℓ以下 71,000円 3ℓ超6ℓ以下 77,000円 6ℓ超 129,000円 営業用 3ℓ以下 24,000円 3ℓ超6ℓ以下 26,000円 6ℓ超 52,000円 四輪以上の小型自動車 自家用 1ℓ以下 25,500円 1ℓ超 1.5ℓ 以下 30,000円 1.5ℓ超 34,500円 トラック 自家用 22,000円 バス 自家用 42,500円 営業用 一般乗合用 以外 36,000円 三輪の小型自動車 自家用 5,500円	普通自動車 自家用 3ℓ以下 81,500円 3ℓ超6ℓ以下 88,500円 6ℓ超 148,500円 営業用 3ℓ以下 25,000円 3ℓ超6ℓ以下 27,500円 6ℓ超 54,500円 四輪以上の小型自動車 自家用 1ℓ以下 29,500円 1ℓ超 1.5ℓ 以下 34,500円 1.5ℓ超 39,500円 営業用 1ℓ以下 7,500円 1ℓ超 1.5ℓ 超 8,500円 1.5ℓ超 9,500円 2ℓ超2.5ℓ以下 13,800円 2.5ℓ超3ℓ以下 15,700円 3ℓ超3.5ℓ以下 17,900円 3.5ℓ超4ℓ以下 20,500円 4ℓ超4.5ℓ以下 23,600円 4.5ℓ超6ℓ以下 27,200円 6ℓ超 40,700円 小型自動車 で2,000ccを超えるディーゼル車の排気量による税率適用の経過措置(元年度～3年度)	乗用車 自家用 1ℓ以下 29,500円 1ℓ超 1.5ℓ以下 34,500円 1.5ℓ超2ℓ以下 39,500円 2ℓ超2.5ℓ以下 45,000円 2.5ℓ超3ℓ以下 51,000円 3ℓ超3.5ℓ以下 58,000円 3.5ℓ超4ℓ以下 66,500円 4ℓ超4.5ℓ以下 76,500円 4.5ℓ超6ℓ以下 88,000円 6ℓ超 111,000円 営業用 1ℓ以下 7,500円 1ℓ超 1.5ℓ以下 8,500円 1.5ℓ超2ℓ以下 9,500円 2ℓ超2.5ℓ以下 13,800円 2.5ℓ超3ℓ以下 15,700円 3ℓ超3.5ℓ以下 17,900円 3.5ℓ超4ℓ以下 20,500円 4ℓ超4.5ℓ以下 23,600円 4.5ℓ超6ℓ以下 27,200円 6ℓ超 40,700円 小型自動車 で2,000ccを超えるディーゼル車の排気量による税率適用の経過措置(元年度～3年度)	ディーゼルトラック、ディーゼルバスについての買い替え特例の実施 2～3年度間 税率1/1	ディーゼルトラック、ディーゼルバスについての買い替え特例の実施 4～5年度間 税率1/2 ハイブリット自動車についての軽減措置	電気自動車 営業用 7,500円 自家用 29,500円 貨客乗用車 営業用 3,700円 自家用 5,200円 天然ガス自動車についての軽減措置 ディーゼルトラック、ディーゼルバスの買い替え特例中、Nox法の特定地域内で取得したものに對する特例の非適用
	自動車税	軽自動車 1,500円			三輪車 3,800円		バス 観光用 4,500円		トラック 電動機を原動機とするもの 5,000円		制限税率を設けた(標準税率の1.2倍) ・所有権留保付自動車は買主を所有者とみなす)					

年度 税目	6	7	14	15	16	18	20	22	24	26	28	29	30	令和元	令和2
自動車税（令和元年九月まで）・自動車税種別割（令和元年十月から）	・54年排ガス規制適合車の買い替え特例の廃止	・電気自動車、天然ガス、メタノール車及びハイブリット車に係る特例措置を廃止	(グリーン化税制) ○軽課 軽課対象自動車を平成13年4月1日から14年3月31日の間に新車新規登録した場合に、平成14年度・15年度の自動車税を軽減	(グリーン化税制) ○軽課 軽課対象自動車を平成15年4月1日から16年3月31日の間に新車新規登録した場合に、平成16年度の自動車税を軽減	(グリーン化税制) ○軽課 軽課対象自動車を平成16年4月1日から18年3月31日の間に新車新規登録した場合に、登録した年度の翌年度の1年間のみ自動車税を軽減	(グリーン化税制) ○軽課 軽課対象自動車を平成18年4月1日から20年3月31日の間に新車新規登録した場合に、登録した年度の翌年度の1年間のみ自動車税を軽減	(グリーン化税制) ○軽課 軽課対象自動車を平成20年4月1日から26年3月31日の間に新車新規登録した場合に、登録した年度の翌年度の1年間のみ自動車税を軽減	(グリーン化税制) ○軽課 軽課対象自動車を平成22年4月1日から24年3月31日の間に新車新規登録した場合に、登録した年度の翌年度の1年間のみ自動車税を軽減	(グリーン化税制) ○軽課 軽課対象自動車を平成24年4月1日から26年3月31日の間に新車新規登録した場合に、登録した年度の翌年度の1年間のみ自動車税を軽減	(グリーン化税制) ○軽課 軽課対象自動車を平成26年4月1日から27年3月31日の間に新車新規登録した場合に、登録した年度の翌年度の1年間のみ自動車税を軽減	(グリーン化税制) ○軽課 軽課対象自動車を平成27年4月1日から28年3月31日の間に新車新規登録した場合に、登録した年度の翌年度の1年間のみ自動車税を軽減	(グリーン化税制) ○軽課 軽課対象自動車を平成28年4月1日から29年3月31日の間に新車新規登録した場合に、登録した年度の翌年度の1年間のみ自動車税を軽減	(グリーン化税制) ○軽課 軽課対象自動車を平成29年4月1日から30年3月31日の間に新車新規登録した場合に、登録した年度の翌年度の1年間のみ自動車税を軽減	(グリーン化税制) ○軽課 軽課対象自動車を平成30年4月1日から31年3月31日の間に新車新規登録した場合に、登録した年度の翌年度の1年間のみ自動車税を軽減	(グリーン化税制) ○軽課 軽課対象自動車を平成31年4月1日から令和2年3月31日の間に新車新規登録した場合に、登録した年度の翌年度の1年間のみ自動車税を軽減
			・低公害車及び最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低燃費車：税率を概ね50%軽減 ・最新排出ガス規制値より50%以上排出ガス性能の良い低燃費車：税率を概ね25%軽減 ・最新排出ガス規制値より25%以上排出ガス性能の良い低燃費車：税率概ね13%軽減 ○重課 ・新車新規登録を受けてから11年を経過したディーゼル車及び13年を経過したガソリン車・LPG車：税率を概ね10%上乗せ	・低公害車（ハイブリット自動車を除く。）及び最新排出ガス規制値より75%以上性能がよい自動車＋優良低燃費車：税率を概ね50%軽減 ○重課 ・新車新規登録を受けてから11年を経過したディーゼル車及び13年を経過したガソリン車・LPG車：税率を概ね10%上乗せ	・低公害車（ハイブリット自動車を除く。）及び最新排出ガス規制値より75%以上性能がよい自動車＋優良低燃費車：税率を概ね50%軽減 ・最新排出ガス規制値より75%以上性能がよい自動車＋低燃費車：税率を概ね25%軽減 ○重課 ・新車新規登録を受けてから11年を経過したディーゼル車及び13年を経過したガソリン車・LPG車：税率を概ね10%上乗せ	・電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車及び最新排出ガス規制値より75%以上性能がよい自動車、かつ、平成22年度燃費基準20%向上達成車：税率を概ね50%軽減 ・最新排出ガス規制値より75%以上性能がよい自動車、かつ、平成22年度燃費基準10%向上達成車：税率を概ね25%軽減 ○重課 ・新車新規登録を受けてから11年を経過したディーゼル車及び13年を経過したガソリン車・LPG車：税率を概ね10%上乗せ	・電気自動車、天然ガス自動車、及び最新排出ガス規制値より75%以上性能がよい自動車、かつ、平成22年度燃費基準25%向上達成車：税率を概ね50%軽減 ・最新排出ガス規制値より75%以上性能がよい自動車、かつ、平成22年度燃費基準15%又は20%向上達成車：税率を概ね25%軽減 ○重課 ・新車新規登録を受けてから11年を経過したディーゼル車及び13年を経過したガソリン車・LPG車：税率を概ね10%上乗せ	・電気自動車、天然ガス・プラグインハイブリッド自動車、及び最新排出ガス規制値より75%以上性能がよい自動車、かつ、平成27年度燃費基準25%向上達成車：税率を概ね50%軽減 ○重課 ・新車新規登録を受けてから11年を経過したディーゼル車及び13年を経過したガソリン車・LPG車：税率を概ね10%上乗せ	・電気自動車、天然ガス・プラグインハイブリッド自動車、及び最新排出ガス規制値より75%以上性能がよい自動車、かつ、平成27年度燃費基準20%達成（H32基準未達成）又は平成27年度燃費基準10%達成車：税率を概ね50%軽減 ○重課 ・新車新規登録を受けてから11年を経過したディーゼル車及び13年を経過したガソリン車・LPG車：税率を概ね15%上乗せ（H27～）	・電気自動車、天然ガス・プラグインハイブリッド自動車、及び最新排出ガス規制値より75%以上性能がよい自動車、かつ、平成27年度燃費基準20%達成（H32基準未達成）又は平成27年度燃費基準10%達成車：税率を概ね50%軽減 ○重課 ・新車新規登録を受けてから11年を経過したディーゼル車及び13年を経過したガソリン車・LPG車：税率を概ね15%上乗せ	・電気自動車、天然ガス・プラグインハイブリッド自動車、及び最新排出ガス規制値より75%以上性能がよい自動車、かつ、平成27年度燃費基準20%達成（H32基準未達成）又は平成27年度燃費基準10%達成車：税率を概ね50%軽減 ○重課 ・新車新規登録を受けてから11年を経過したディーゼル車及び13年を経過したガソリン車・LPG車：税率を概ね15%上乗せ	・電気自動車、天然ガス・プラグインハイブリッド自動車、及び最新排出ガス規制値より75%以上性能がよい自動車、かつ、平成27年度燃費基準20%達成（H32基準未達成）又は平成27年度燃費基準10%達成車：税率を概ね50%軽減 ○重課 ・新車新規登録を受けてから11年を経過したディーゼル車及び13年を経過したガソリン車・LPG車：税率を概ね15%上乗せ	・電気自動車、天然ガス・プラグインハイブリッド自動車、及び最新排出ガス規制値より75%以上性能がよい自動車、かつ、令和2年度燃費基準30%向上達成車：税率を概ね75%軽減 ・平成17年排出ガス規制値より75%以上性能がよい自動車、かつ、平成32年度燃費基準10%向上達成車：税率を概ね50%軽減	・電気自動車、天然ガス・プラグインハイブリッド自動車、及び最新排出ガス規制値より75%以上性能がよい自動車、かつ、令和2年度燃費基準30%向上達成車：税率を概ね50%軽減 ・平成17年排出ガス規制値より75%以上性能がよい自動車、かつ、令和2年度燃費基準10%向上達成車：税率を概ね50%軽減	・電気自動車、天然ガス・プラグインハイブリッド自動車、及び最新排出ガス規制値より75%以上性能がよい自動車、かつ、令和2年度燃費基準30%向上達成車：税率を概ね50%軽減 ・平成17年排出ガス規制値より75%以上性能がよい自動車、かつ、令和2年度燃費基準10%向上達成車：税率を概ね50%軽減
						制限税率を標準税率の1.5倍とした								※一般乗合用を除くバス及び被けん引車を除くトラック：概ね10%を上乗せ （恒久減税）令和元年10月1日以降に初回新規登録を受けた自家用乗用車について税率を引き下げる。	

年度		令和3	令和4	令和5
税目		(グリーン化税制)	(グリーン化税制)	(グリーン化税制)
自動車税	自	○ 軽課 軽課対象自動車 を令和2年4月1日 から令和3年3月31 日の間に新車新規 登録した場合に、 登録した年度の翌 年度の1年間のみ 自動車税を軽減	○ 軽課 軽課対象自動車を令和3年4 月1日から令和4年3月31日 の間に新車新規登録した場合 に、登録した年度の翌年度の1 年間のみ自動車税を軽減	○ 軽課 軽課対象自動車を令和4年4 月1日から令和5年3月31日 の間に新車新規登録した場合 に、登録した年度の翌年度の1 年間のみ自動車税を軽減
	動	・ 電気自動車、 天然ガス・ブラ グインハイブリ ッド自動車、ク リーンディーゼ ル乗用車並び に平成17年排 出ガス規制 75%低減又は 平成30年排出 ガス規制50% 低減かつ令和2 年度燃費基準 30%向上達成 車：税率を概ね 75%軽減	・ 電気自動車、燃料電池自 動車、天然ガス自動車、ブ ラグインハイブリッド自動 車：税率を概ね75%軽減	・ 電気自動車、燃料電池自 動車、天然ガス自動車、ブ ラグインハイブリッド自動 車：税率を概ね75%軽減
車	車	・ ガソリン車、LPG車のうち、 平成17年排出ガス規制 75%低減又は平成30年排 出ガス規制50%低減かつ 令和2年度燃費基準達成か つ令和12年度燃費基準 90%達成の営業用乗用車： 税率を概ね75%軽減	・ ガソリン車、LPG車のうち、 平成17年排出ガス規制 75%低減又は平成30年排 出ガス規制50%低減かつ 令和2年度燃費基準達成か つ令和12年度燃費基準 90%達成の営業用乗用車： 税率を概ね75%軽減	・ ガソリン車、LPG車のうち、 平成17年排出ガス規制 75%低減又は平成30年排 出ガス規制50%低減かつ 令和2年度燃費基準達成か つ令和12年度燃費基準 90%達成の営業用乗用車： 税率を概ね75%軽減
	税	・ 平成17年排出 ガス規制75% 低減又は平成 30年排出ガス 規制50%低減 かつ令和2年度 燃費基準10% 向上達成車：税 率を概ね50% 軽減	・ クリーンディーゼル車のう ち、平成21年排出ガス規制 適合又は平成30年排出ガ ス規制適合かつ令和2年度 燃費基準達成かつ令和12 年度燃費基準90%達成の 営業用乗用車：税率を概ね 75%軽減	・ クリーンディーゼル車のう ち、平成21年排出ガス規制 適合又は平成30年排出ガ ス規制適合かつ令和2年度 燃費基準達成かつ令和12 年度燃費基準90%達成の 営業用乗用車：税率を概ね 75%軽減
種	種	・ ガソリン車、LPG車のうち、 平成17年排出ガス規制 75%低減又は平成30年排 出ガス規制50%低減かつ 令和2年度燃費基準達成か つ令和12年度燃費基準 70%達成の営業用乗用車： 税率を概ね50%軽減	・ ガソリン車、LPG車のうち、 平成17年排出ガス規制 75%低減又は平成30年排 出ガス規制50%低減かつ 令和2年度燃費基準達成か つ令和12年度燃費基準 70%達成の営業用乗用車： 税率を概ね50%軽減	・ ガソリン車、LPG車のうち、 平成17年排出ガス規制 75%低減又は平成30年排 出ガス規制50%低減かつ 令和2年度燃費基準達成か つ令和12年度燃費基準 70%達成の営業用乗用車： 税率を概ね50%軽減
	別	○ 重課 ・ 新車新規登録 を受けてから11 年を経過した ディーゼル車及 び13年を経過し たガソリン車・L PG車：税率を 概ね15%上乗 せ	・ クリーンディーゼル車のう ち、平成21年排出ガス規制 適合又は平成30年排出ガ ス規制適合かつ令和2年度 燃費基準達成かつ令和12 年度燃費基準70%達成の 営業用乗用車：税率を概ね 50%軽減	・ クリーンディーゼル車のう ち、平成21年排出ガス規制 適合又は平成30年排出ガ ス規制適合かつ令和2年度 燃費基準達成かつ令和12 年度燃費基準70%達成の 営業用乗用車：税率を概ね 50%軽減
割	割	○ 重課 ・ 新車新規登録を受けてから 11年を経過したディーゼル 車及び13年を経過したガソ リン車・LPG車：税率を概ね 15%上乗せ	○ 重課 ・ 新車新規登録を受けてから 11年を経過したディーゼル 車及び13年を経過したガソ リン車・LPG車：税率を概ね 15%上乗せ	○ 重課 ・ 新車新規登録を受けてから 11年を経過したディーゼル 車及び13年を経過したガソ リン車・LPG車：税率を概ね 15%上乗せ
	別	※ 一般乗合用を 除くバス及び 被けん引車を 除くトラック： 概ね10%を上 乗せ	※ 一般乗合用を除くバス及 び被けん引車を除くトラッ ク：概ね10%を上乗せ	※ 一般乗合用を除くバス及 び被けん引車を除くトラッ ク：概ね10%を上乗せ